



終活 のための 保険

あなたらしい終活を始めてみませんか。

あなたに万が一不幸なことが起こった際、
ご遺族の金銭的な負担や不安を軽減するための保険です。

満89歳まで
申込可能

こんな方にオススメな保険です

- ✓ 家族にお葬式費用の負担を掛けたくない。
- ✓ 高齢のため加入できる保険がない。
- ✓ 病気で保険の加入を断られた。
- ✓ 医師の診査を受けるのは面倒。
- ✓ 保険料をできるだけ抑えたい。

■ 無配当1年定期保険 (保険金建)

保険金100万円の場合

65歳女性 保険料
年に1回11,080円をお支払

月々換算 約924円

65歳男性 保険料
年に1回25,450円をお支払

月々換算 約2,121円

終活のための保険 4つのポイント

満89歳まで申込可能
満99歳まで更新可能

保険金は
30万円～300万円
10万円単位で自由に設定

医師の診察
診断書の準備など
面倒な手続きは不要

保険金クイック
支払サービス
(書類受付日の翌営業日に
死亡保険金の100%を先にお支払)

少額短期保険 代理店

☎ 0120-244-888

[お問い合わせ] 保険事業本部
[受付時間] 10:00～17:00(土・日・祝を除く)

●保険料試算など詳しくは…

メモリード・ライフ 検索

(承認:MLAD1706-04)

引受保険会社 [登録番号] 関東財務局長(少額短期保険)第18号 株式会社メモリード・ライフ

葬儀保険 新聞

2017年6月1日発行
発行:(株)メモリード・ライフ

豊かな人生のためのお役立情報通信

2017年6・7月号

保険金の支払いが迅速になりました!

葬儀保険のクイック支払サービスというものがあるのはご存知でしょうか?

保険契約がスタートし2年経過されたお客様にご不幸があった際、保険金の半額を最短翌営業日にお支払するという内容です。実はこちらの内容が変更となります。

これまでは半額の50%を支払った後、必要書類を揃えて頂き残金を支払うというものでした。これが**6月1日よりクイック支払サービス適用のお客様は50%ではなく100%支払う**といった内容になります。

請求に必要な書類も簡素化され、お客様の負担を軽減できる意味でも非常に重宝されるものと期待しております。

※2年未満等、適用外となるケースがございます。詳しくは担当者へお尋ね下さいませ。

葬儀費用の支払いは期限が短い?

万が一ご葬儀が発生すると、ご身内の方々は対応に追われ手続きに目を向けることができませ

ん。しかもまとまったお金が次々と必要となります。基本的に葬儀費用・飲食接待費用・宗教費用といったものにお金が必要となります。もちろんそれだけでなく、残されたご身内の方の生活費や遺品整理等、目に見えにくいお金の動きが発生します。

慌てて準備しなくても大丈夫と考えられていてもいざという時がいつ起こるかは誰にもわかりません。早めの準備を心掛けて頂ければ幸いです。

お葬式のご依頼 お通夜 告別式

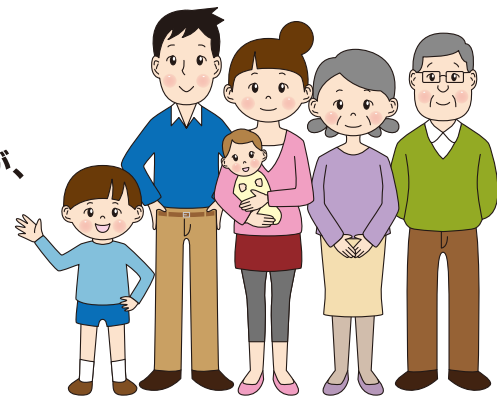
お葬式の打合せ お葬式 手続き関係
支払い

くらしの

お役立 情報!

葬儀保険とは...

現在約8万4千件(新契約)ご加入いただいている葬儀保険ですが、
どうして必要だと感じる方が増えてきたのでしょうか。
そこには大きく3つのポイントがあります。



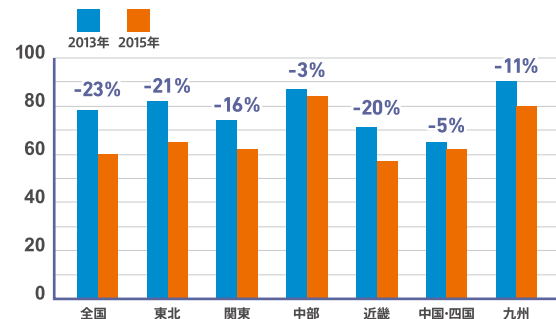
ポイント1 会葬者の激減

以前は、会葬者のお香典で葬儀費用がまかなえることも少なくありませんでした。しかし、以下の理由から会葬者が減少しております。

- 1. 少子高齢化社会による、親族・親戚の人数減
- 2. 長寿により以前の勤務先や地域関係と疎遠

2013年から2015年の2年間だけでも日本全国の平均会葬者の人数は約20名減少しております。(図1参照)会葬者が減少することでお香典の金額も少なくなり、したがって葬儀費用を事前に準備しておく必要があると感じる方が増えてきています。

	全国	東北	関東	中部	近畿	中国・四国	九州
2013年	78	82	74	87	71	65	90
2015年	60	65	62	84	57	62	80
増加率	-23%	-21%	-16%	-3%	-20%	-5%	-11%



地域別の平均会葬者(単位:人) 鎌倉新書「お葬式に関する全国調査第2回」2015

ポイント2 預貯金の減少

60代の方の多くは「貯金しているから大丈夫」とおっしゃいます。しかし、長生きすることにより、自身の預貯金も減少していき、生活費はもちろんですが、入院した場合の医療費の増加や介護施設等の施設利用料の増加により事前に貯金がなくなってしまい、生活が困難になる「老後破産」する方が増えてきています。



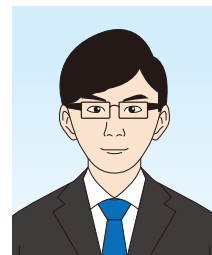
ポイント3 口座が凍結する

たとえ貯金が残っていたとしても、亡くなるとその名義人の口座は凍結されるため、葬儀費用として親族の方が使用できないケースが増えていきます。今まで銀行の預貯金は相続人全員が遺産分割の対象とすることに合意しない場合には、遺産分割の対象財産に含めないというのが一般的でしたが、昨年末、最高裁において判例変更がなされ、銀行預金も遺産分割の対象になると判断されました。よって、預貯金には相続人全員の同意がない限り一切引落しができないという状況になりますので、受取人を指定してすぐにお金を動かせる「葬儀保険」を選ぶ方が増えていきます。

保険募集人の声

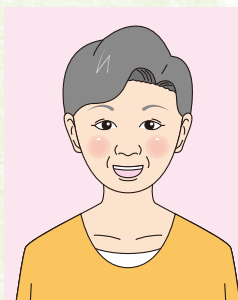
普段からご葬儀後のお客様には保険のご案内を差し上げているのですが、今回ご契約を頂いたお客様に対して最初はためらいがありました。なぜなら息子様を亡くされてご葬儀をされた喪家様だったからです。

ですが今回喪主をされたお父様にもしもの事があった時に、遺されたご家族の方に、「同じような思いをしてほしくない」「経済的負担を少なくしたい」という思いで保険のご提案をしました。お父様も息子様を亡くされ深く悲しんでいらっしゃいましたが、自分にもしもの事があった時に、「現金で家族に遺すことができるなら……」と、89歳というご年齢もあって保険料は高額でしたが、加入の決心をされました。これからも、ご葬儀をされたお客様の心に寄り添い、保険の案内を続けていきたいと思えます。



お客様の声

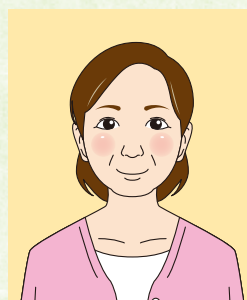
保険嫌いだっただ主人が「子どもたちのために」と加入



もともと保険嫌いだっただ主人。かわいい孫の顔を見ているうちに、もしものとき迷惑や負担をかけたくないという思いが強くなったのでしよう。メモリード・ライフの「家族の証」にだけは加入していました。そのおかげで、お葬式の費用、精進落としやお布施などの費用はすべて保険金でまかなうことができました。私や子どもたちを思い、保険に入ってくれていた主人に本当に感謝しています。

(長崎県長崎市 女性)

88歳の義母が加入できる保険があっよかった



義母の保険加入は、年齢のことを考えるとむずかしく、あきらめかけていました。そんな時、89歳まで加入でき、しかも持病があっても加入できる保険を紹介されたので、さっそく加入しました。その保険こそ、「家族の証」だったので。その後、実母、義母を相次いで亡くしました。保険金は、葬儀や法事、お布施などの費用にあてることができました。とてもありがたかったです。この保険に入っていなかったら…そう考えると、本当に感謝の思いでいっぱいです。

(群馬県藤岡市 女性)